

一時預かり事業について

一時預かり事業とは、家庭で保育している乳幼児が、保護者の疾病・入院、育児疲れ解消等の理由により保育が必要になる場合に、一時的に保育園・認定こども園でお預かりする事業です。なお、「集団に慣れさせるため」、「遊ぶ場所がないから」という理由ではご利用いただけませんのでご了承ください。

利用期間

★保護者の入院、傷病、冠婚葬祭等により、緊急を要する場合 原則1週間まで
(特別の理由により町長が必要と認める場合は、2週間が限度となります。)

★パート、自営業手伝い、その他の事由による場合 週3日まで

★保護者の育児疲れ解消による場合 週1日まで

○みどり保育園・すみれキッズ・すみれの花保育園は、「育児疲れ解消」でも週3日まで利用可能な場合がありますので、園までご相談ください。

○認定こども園めばえ・すみれキッズは、4月の預かりはなく、5月からの受け入れになります。

実施保育園

※対象年齢は4月1日時点の年齢です。

施設名	実施日	対象年齢	利用時間	電話番号
みどり保育園	月～金	2歳児～5歳児	8:45～16:45	699-5075
認定こども園めばえ	火水木	2歳児～4歳児	8:30～17:00	698-6554
すみれキッズ	月～木	1歳児～4歳児	9:00～17:00	698-5568
すみれの花保育園	月～金	1歳児～3歳児	9:00～17:00	698-5585

※給食について、除去食・代替食に対応していない場合がございますので、詳しくは各保育園にお問い合わせください。

対象児童

北島町に住民登録され、保育園・認定こども園・幼稚園に通っていない就学前児童で、集団保育が可能な児童。※保育士の加配等はありませんので、ご了承ください。

申請方法

事前に希望する保育園に空き状況についてご相談の上、「一時預かり申請書」「児童票」「来園者の本人確認書類(顔写真入りのもの。運転免許証・マイナンバーカード等)」を利用開始日の2週間前までに、希望する保育園に直接提出してください。

※令和6年4月から利用の申込みは、令和6年2月13日(火)～2月22日(木)まで各園にて受付します。(その後は随時受付です。)

※希望する保育園、時期、児童の年齢によって受け入れが困難な場合があります。

保育料	1日あたり……………	1,800円(給食費を含む)
	半日(4時間以内)あたり……………	900円(給食費を含む)

保育料無償化に伴う、一時預かり事業の保育料の払い戻しについて

一時預かりを利用される、

- ・ 4月1日時点で3歳のお誕生日を迎えているお子さん
- ・ 4月1日時点で3歳のお誕生日を迎えていない住民税非課税世帯のお子さん

について、保護者（父母）のいずれもが次の「保育を必要とする理由」に該当する場合、施設等利用給付の認定を受けると、一時預かり事業の保育料の払い戻しの対象となります。

※給食費、行事費については対象となりませんのでご注意ください。

保育を必要とする理由	具体的な保護者の状況
就労 (自営業・内職・農業等を含む)	児童の保護者が、家庭外や、家庭内で家事以外の仕事をしている場合。 ※1ヶ月あたり64時間以上の就労をしていることが条件となります。 ※就労で申請のあった場合でも、利用開始月が出産予定月とその前後2ヶ月の5か月間に該当する場合は、必ず「出産」理由での認定となり、利用期間も最長で5か月間となります。この場合、出産から育児休業への認定の変更はできず、育児休業中の継続利用の対象とはなりません。
出産	児童の保護者が、出産の前後の場合。 【出産予定月の前後2ヶ月ずつ（最長で5か月間）】
保護者の疾病・障がい	児童の保護者が病気や、心身に障がいがある場合。
親族の介護・看護	児童の保護者が、常に、家庭内で病人や障がい者の看護にあたる場合。
災害復旧	火災や地震などの災害により、家庭を破損したため、その復旧にあたる場合。
求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている場合。 【利用期間：最長で利用開始日（利用中の場合は離職日）より3ヶ月間】 ※利用開始日（利用中の場合は離職日）から2ヶ月以内に就労先を決定し、その翌月の10日迄に「就労証明書」を提出した場合は、理由を「就労」に変更した上で、利用期間についても変更されます。
就学	児童の保護者が1ヶ月あたり64時間以上、学校等に就学している場合。 (職業能力開発施設における職業訓練を含む。)
育児休業	児童の保護者が、児童の弟妹の出生後に、「出生児童が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合。 ※既に「就労」を理由として、保育所を利用している児童が、同一施設を継続して利用する場合のみ対象です。 ※保護者が職場に復帰した際には、理由は「就労」に変更されます。
その他	町長が認める場合。（虐待・DVのおそれがある場合を含みます。）

★施設等利用給付認定申請書の配布、受付★

北島町役場 子育て支援課

TEL：088-698-8909

制度について教えてほしい。

自分は該当するのか？など、

詳しくはお問い合わせください。

とくしま在宅育児応援クーポンをお持ちの方へ

一時預かり事業でも、とくしま在宅育児応援クーポンをご利用いただけます！
クーポンをお持ちの方で、一時預かり事業をご利用いただく方は、この機会にぜひご活用ください。

○ご利用方法

利用料のお支払い時に、クーポンの冊子を保育園にご提示ください。
お使いいただける分のクーポンを、保育園の方で切り離すようになります。

◎一日利用(1,800円)の場合……………

3枚(500円×3=1,500円分)ご利用いただくことができます。
端数の300円はご自身で負担いただくようになります。

◎半日利用(900円)の場合……………

1枚(500円分)ご利用いただくことができます。
端数の400円はご自身で負担いただくようになります。



○ご注意

- ・クーポンは、必ず保育園で切り離してもらってください。
保護者の方が切り離したものは無効となります。
- ・有効期限の切れたクーポンはご使用
いただけません。
- ・一時預かりを利用するお子様に対して
発行されたクーポンに限り、ご使用
いただけます。

